

◎新潟県選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における点字投票に使用する投票用紙を次の様式により調製し、アサギ色の用紙に黒色のインクで印刷するものとし、かつ、これに押すべき新潟県選挙管理委員会の印及び点字投票である旨の表示は、黒色のインクで刷り込むものと定めた。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

こう ほ しゃ し めい 候 補 者 氏 名	点 字 投 票 第五十一回 衆議院 小選挙区選出議員選挙投票 (注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
	会理選新 之委挙潟 印員管県